

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 2 月定例会
議案資料

目 次

議案第1号 資料 【上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について】

- ◇上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の追加…………… 1
- ◇中分一・二丁目の通学区域見直しについて…………… 2

議案第2号 資料 【上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について】

- ◇新旧対照表…………… 3

議案第3号 資料 【平成31年度上尾市教育行政重点施策の策定について】

- ◇別冊

議案第4号 資料 【上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る協議及び意見の申出について】

- ◇新旧対照表…………… 7

議案第5号 資料 【上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について】

- ◇新旧対照表…………… 9

議案第6号 資料 【平成30年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について】

- ◇歳入歳出補正予算事項別明細書…………… 11

議案第7号 資料 【平成31年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について】

- ◇歳入歳出一般会計予算事項別明細書…………… 15

議案第1号 資料

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の追加

別表第2（第4条関係）

調整区域の名称	当該調整区域の範囲	指定校	選択校
A～N 略	略	略	略
O 区域	向山一丁目1番地から40番地まで、向山三丁目1番地から38番地まで	大谷小学校 南 中学校	今泉小学校
P 区域	中分一丁目、中分二丁目	大石小学校 大石中学校	大石南小学校 大石南中学校

中分一・二丁目の通学区域の見直しについて

項目	内 容	
対象区域	中分一・二丁目	
対象児童数	在校生 小学校62名 中学校17名 未就学児童55名	
変 更 前	(指定校) 大石小学校 大石中学校	
変 更 後	(指定校) 大石小学校 大石中学校 (選択校) 大石南小学校 大石南中学校	
変 更 日	平成31年4月1日(予定)	
対象区域		
経緯等	平成30年7月19日	平成30年度第1回通学区域検討協議会に提案・協議
	平成30年9月28日	中分一・二丁目(下芝)担当区長へ説明
	平成30年10月20日	未就学・在校生保護者宛変更に関する通知送付
	平成30年11月28日	保護者説明会(於:大石南小学校)
	平成31年4月1日	規則の改正(予定)
関係者への取組	区 長	選択区域への変更については、前区長から聞いている。特に反対はない。
	説明会	今後は、選択校に入学する場合、学務課での手続きは不要との認識で良いか。

議案第2号 資料

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

上尾市立小・中学校管理規則（昭和32年上尾市教育委員会規則第5号）

改正案	現行
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 学年、学期及び休業日（第2条・第3条）	第2章 学年、学期及び休業日（第2条・第3条）
第3章 教育活動（第4条—第10条）	第3章 教育活動（第4条—第10条）
第4章 教材の取扱い（第11条—第13条）	第4章 教材の取扱い（第11条—第13条）
第5章 組織編制（第14条— <u>第19条の2</u> ）	第5章 組織編制（第14条— <u>第19条の3</u> ）
第6章 職員（第20条—第25条の2）	第6章 職員（第20条—第25条の2）
第7章 施設及び設備（第26条—第32条）	第7章 施設及び設備（第26条—第32条）
第8章 学校評価及びその結果の報告（第33条—第35条）	第8章 学校評価及びその結果の報告（第33条—第35条）
第9章 雑則（第36条—第39条）	第9章 雑則（第36条—第39条）
附則	附則
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
（教育課程）	（教育課程）
第4条 学校は、学習指導要領の基準及び埼玉県小中学校教育課程編成要領により、教育課程を定めなければならない。	第4条 学校は、学習指導要領の基準及び埼玉県小中学校教育課程編成要領により、教育課程を定めなければならない。
2 校長は、その年度に実施する教育課程について、次に掲げる事項を4月30日までに教育委員会に届け出るものとする。	2 校長は、その年度に実施する教育課程について、次に掲げる事項を4月30日までに教育委員会に届け出るものとする。

- (1) 学校の教育目標及び重点目標
(2) 年間授業日数、授業時数及び日課表

(3) 各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動についての指導の方針及び年間指導計画

3 学校は、第1項に規定する教育課程の実施に当たっては、その配当時間を確保し、有効適切な指導を図って教育効果の増進に努めなければならない。

2 略

第5条～第19条 略

(学校運営協議会)

第19条の2 学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項の規定に基づく学校運営協議会を置き、学校は同項第2項第1号に規定する対象学校(次項において「対象学校」という。)とする。

2 対象学校の校長は、教育課程の編成のほか、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該学校運営協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校教育目標及び学校経営計

- (1) 学校の教育目標及び重点目標
(2) 年間授業日数、授業時数及び日課表

(3) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動についての指導の方針及び年間指導計画

3 学校は、第1項に規定する教育課程の実施に当たっては、その配当時間を確保し、有効適切な指導を図って教育効果の増進に努めなければならない。

第4条の2～第19条の1 略

(学校運営協議会)

第19条の2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項の規定に基づき、次に掲げる学校(以下この章において「対象学校」という。)に学校運営協議会を置く。

(1) 上尾市立上尾小学校

(2) 上尾市立東町小学校

(3) 上尾市立上尾中学校

2 対象学校の校長は、教育課程の編成のほか、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該学校運営協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校教育目標及び学校経営計

画に関すること。

(2) 組織編成に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 学校運営協議会の委員の任免の
手続及び任期、学校運営協議会の
議事の手続その他学校運営協議会
の運営に関し必要な事項は、別に
定める。

画に関すること。

(2) 組織編成に関すること。

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

3 学校運営協議会の委員の任免の
手続及び任期、学校運営協議会の
議事の手続その他学校運営協議会
の運営に関し必要な事項は、別に
定める。

(学校評議員)

第19条の3 学校教育法施行規則

(昭和22年文部省令第11号) 第49
条第1項(同令第79条において準
用する場合を含む。)の規定に基
づき、対象学校以外の学校に、学
校評議員を置く。

2 学校評議員は、校長の求めに応
じて、学校の教育目標や計画、教
育活動の実施、学校と地域の連携
の進め方など、校長が行う学校運
営に関し、意見を述べ、助言を行
うものとする。

3 学校評議員は、校長の推薦に基
づき教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の任期は、1年とす
る。

5 前各項に規定するもののほか、
学校評議員の運営に関し必要な事
項は、教育長が定める。

第20条～第35条 略

(表簿)

第36条 学校は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に定める期間、これを保存しなければならない。

第1項の表・2～4 略

第37～第39条 略

第20条～第35条 略

(表簿)

第36条 学校は、学校教育法施行規則第28条第1項各号に掲げる表簿のほか、次の表の中欄に掲げる表簿を備え、それぞれ同表の右欄に定める期間、これを保存しなければならない。

第1項の表・2～4 略

第37～第39条 略

議案第4号 資料

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成27年上尾市条例第11号）

改正案	現行
<p><u>上尾市教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する条例（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例について定めるものとする。</p> <p><u>(勤務時間等)</u></p> <p>第2条 教育長の勤務時間、休日及び休暇については、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号）の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 前項の場合において、任命権者の権限は、上尾市教育委員会（次条において「教育委員会」という。）が行うものとする。</p> <p><u>(職務に専念する義務の免除)</u></p> <p>第3条 _____教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ_____教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p>	<p><u>上尾市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する条例（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、上尾市教育委員会教育長_____の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p><u>(職務に専念する義務の免除)</u></p> <p>第2条 上尾市教育委員会教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ上尾市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p>

<p>(1) 研修を受ける場合</p> <p>(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場 合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合を除くほか、<u> </u> <u> </u>教育委員会が定める場合</p> <p>附 則</p> <p>以下略</p>	<p>(1) 研修を受ける場合</p> <p>(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場 合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合を除くほか、<u>上</u> <u>尾市教育委員会</u>が定める場合</p> <p>附 則</p> <p>以下略</p>
--	---

議案第5号 資料

上尾市文化財保護条例の一部を改正する条例新旧対照表
 上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例第8号）

改正案	現行
第1条～第23条 略	第1条～第23条 略
第5章 上尾市文化財保護審議会 （設置）	第5章 上尾市文化財保護審議会 （設置）
第24条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （審議会への諮問）	第24条 法第190条の規定に基づき、教育委員会に上尾市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （審議会への諮問）
第25条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 （1）市指定文化財の指定及びその指定の解除 （2）市指定無形文化財等の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 （3）前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項	第25条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。 （1）市指定文化財の指定及びその指定の解除 （2）市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除 （3）前2号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し必要と認める事項
2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第6項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。	2 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第6項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。
第26条 略 （委員）	第26条 略 （委員）

<p>第27条 委員及び臨時委員は、<u>法第190条第1項に規定する者</u>のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。</p>	<p>第27条 委員及び臨時委員は、<u>文化財に関し専門的学識を有する者</u>のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。</p>
<p>第28条 略</p> <p>(会議)</p>	<p>第28条 略</p> <p>(会議)</p>
<p>第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 審議会の会議は、委員の半数以上</p>	<p>第29条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。</p>
<p><u>が出席しなければ、開くことができない。</u></p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>	<p>2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>
<p>第30条 略</p>	<p>第30条 略</p>